

■保管場所使用権原疎明書面(自認書)について

保管場所使用権原疎明書面

お客様ご本人が所有する土地を自動車の保管場所(駐車場)として使用する場合は、**こちら**は駐車場を自己所有している方にご記入いただきます。

- ※ 自己所有の場合は自認書、賃貸駐車場の場合は保管場所使用承諾証明書
または賃貸借契約書の写しが必要です。
- ※ 土地や建物を共有している場合は、『**自認書**』の他に共有者全員の承諾書が必要です
(自認書の余白に記入できる場合は、共有者全員の住所及び氏名の連名でも可能です)。

判別表		建物		
		自己所有	共同所有	借家
土地	自己所有	自認書 (土地に○,建物に○)	自認書 (土地に○,建物に○)	自認書 (土地に○)
	共同所有	自認書と承諾証明書 (または余白に連名でも可能) (土地に○,建物に○)	自認書と承諾証明書 (または余白に連名でも可能) (土地に○,建物に○)	自認書と承諾証明書 (または余白に連名でも可能) (土地に○,建物に○)
	借地	保管場所使用承諾証明書	保管場所使用承諾証明書	保管場所使用承諾証明書

